

令和5年5月2日

保護者各位

学校法人 慈光学園
たけのこの里保育園

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の取扱いについて

日頃は本園教育振興に沢山のご理解とご協力を頂き有難うございます。
さて、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更することに伴い、学校保健安全法施行規則の改定が行われ、大阪府教育庁より通知がありました。
今後における主な対応について、下記のとおりお知らせします。

記

■出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで

■外出を控えることが推奨される期間

- ①特に発症後5日間で他人に感染させるリスクが高いことから、
発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）
- ②5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの
症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること
上記、①かつ②が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

■周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないように配慮しましょう。

発症後、10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

■日常の感染症対策

健康観察：発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、無理をせず、休養してください。

手指衛生：外から屋内に入る時やトイレの後、食事の前後等、流水と石けんでのこまめな手洗いをしてください。

※以上、5月2日付けでの情報となります。今後の通達で変更や追加内容が発信された際にはその都度、お知らせ致します。どうぞ宜しくお願い致します。